

令和2年第2回野洲市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年2月14日
開会時刻13時32分
閉会時刻16時15分
- 場 所 人権センター2階 じんけん交流研修室
- 出席委員
教育長 西村 健
委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴
委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子
- 説明員
教育部長 杉本 源造
教育部次長 川端 美香
教育部次長（学校教育担当） 渡邊 美喜子（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当） 田中 源吾
教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）
学校給食センター所長 遠藤 美穂子
こども課長 井狩 昭彦
学校教育課主席参事 小池 秀明
学校教育課参事 井関 保彦
ふれあい教育相談センター所長 田中 達男
生涯学習スポーツ課長 田中 明美
スポーツ施設管理室長 水野 哲平
野洲市文化ホール館長 小山 茂
野洲図書館長 宇都宮 香子
歴史民俗博物館副館長 角 建一
教育総務課長（事務局） 中塚 誠治
教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和2年第2回野洲市教育委員会定例会

令和2年2月14日

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和2年第2回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和2年第1回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第1回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和2年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、荒川委員と瀬古委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第4、教育長事務報告について、私より報告いたします。

別紙をご覧ください。先月の1月22日から昨日の分までを書いておりますので、見ていただきたいと思います。

1月25日に文化財防ぎょ訓練が三上学区妙光寺の宗泉寺というお寺でございました。文化財防ぎょ訓練というのは、法隆寺の金堂壁画が焼損した1月26日を国が文化財防火デーに定め、年1回こういう訓練を1月26日に近い日で実施をしています。7学区を順番に回っておりまして、今回は三上学区で行っています。宗泉寺で行うのは25年ぶりということです。このお寺は大昔、古代から中世にかけて存在した東光寺というお寺の一部だと言われていて、国の重要文化財の仏像が3件、5体安置されている大変貴重なお寺なのですが、そこで火災を想定して行いました。

お寺はもちろんですが、自治会の皆さん、妙光寺の自衛消防隊、市の消防団、それから東消防署の皆さんなどたくさんの方に出ただきまして朝から訓練を行っています。

昨年は北野学区で実施予定でしたが、雪のために中止ということになりましたので、2年ぶりの実施となりました。

それから、2月4日ですね。コカ・コーラピンバッチ贈呈式というのがありました。これはオリンピックの公式スポンサーのコカ・コーラから本市に対してピンバッチの贈呈をいただきまして、800個いただいたということで、その贈呈式がございました。

それから、その次の日、2月5日、総合教育会議がありました。子どもの読書活動につい

での論議と市長部局への教育委員会の一部事務移管のことをテーマとして出しました。

それから、2月7日。湖南4市教育長会というのを守山駅前のホールで行いました。湖南4市、草津、守山、栗東、野洲ですね。この4市の教育長が集まって、それぞれの教育課題とか、あるいは事業の交流を行って、より良い教育行政になるようにということで、昨年からは始まりまして、まだ2回目です。ここで相談をいろいろして、これからどうするのかというような論議をしています。新型肺炎の対応とかも相談したりとか、あるいは国のGIGAスクール、新たにどういうふうにやっていくのかという対応とか、先生方の働き方改革などについて論議をしました。

それから、2月8日。元気な学校づくり発表会というのをコミセンきたので行っております。これにつきましては、各学校、本当に短い時間、5分でそれぞれどんな取組みをやってきたのかということをお知らせいただき、その後、それぞれ校区ごとに分かれていろんな参加者の方からご意見を聞いて、今後のいろんな取組みに生かしたらということで論議をしてきました。ここに出ていただいた方はおられますか。ないようでしたら次に移ります。

2月10日、県都市教育長・部長合同会議というのを行っていきます。これは県内13市の教育長と教育部長が集まりまして、県や国に要望すること等を協議してきます。

あと裏に少しありますが、2月13日は守山野洲少年センター運営委員会というのがありました。年2回行っていきますが、この2回目がありまして、そこでは守山野洲少年センターの1年間、1月までのいろんなデータをもとに取組みの報告をいただき、それに関して今後どうしていくのか、来年度どうしたらいいのかというようなことを相談しています。センターはもともと問題行動のある少年たちの支援をずっとやっていたところなのですが、最近は不登校や引きこもりなど、こういう子どもたちの相談というのが圧倒的に増えているというお話がありました。

また、中学校以上から二十歳ぐらいまでを対象にしているのですが、最近は高校生の相談も増えてきたというお話がありました。7名の職員さんでずっとやっていたのですが、相談件数は、詳しいデータを忘れましたが、1,000余りを超えていまして、これは相談としては、県内で16センターあるのですが、トップだというふうなお話がありました。かなり動いていただいているのだなという印象を受けています。

以上で事務報告を終わりたいと思います。何かご質問等ありますか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)議案に移ります。

議案第2号、令和2年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。議案第2号、令和2年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてでございます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162

号) 第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案に関する意見について、意見を提出するものでございます。

提出理由といたしましては、令和 2 年度野洲市一般会計予算、総額 227 億 6,000 万円のうち、教育費予算を 53 億 6,390 万 4,000 円とするためでございます。

議案書関係資料の 1 ページをお願いいたします。主な事業の概要で説明をさせていただきます。

1 ページの左側、継続重点事業といたしましては、小中学校増築及び大規模回収工事、24 億 3,401 万 4,000 円。現在、既に着工中であります中主小学校と野洲北中学校の大規模改修工事に伴う予算でございます。中主小学校、野洲北中学校それぞれに工事請負費、工事監理業務の委託料、あと仮設校舎の設置、賃借料を計上しているものでございます。

次に、1 ページ右側の上、総合体育館大規模改修に係る委託料予算でございますが、申し訳ないです。資料の訂正をお願いしたいと思います。

まずタイトルですが、総合体育館大規模の基本計画策定業務委託料となっておりますが、この「計画策定」という 4 文字を消していただいて、そこを「設計」に修正をお願いしたいと思います。総合体育館大規模改修基本設計業務委託料でございます。

そして、その下の 3 行の説明文中の最後でございますが、基本計画を策定しますとなっておりますが、基本設計を委託します。「計画」を「設計」に直していただきまして、「策定」を「委託」と直していただきたいです。また、それに関連しまして、その下の項目名も基本計画策定となっておりますが、基本設計業務委託料と。申し訳ございません。

それでは、改めまして総合体育館大規模改修基本設計業務委託料 935 万円につきましては、総合体育館の経年劣化に伴う通常の改修とあわせまして、令和 6 年度に開催される国民スポーツ大会に向けた大規模改修の基本設計を業務委託するものでございます。

次、2 ページの左側でございます。継続事業の特別支援教育の充実、不登校対策、5,712 万円。障がいのある児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援を行うため、適正なコーディネーター加配や支援員の配置、巡回相談員の派遣等を行います。

また、不登校児童及び生徒の支援として、心のオアシス相談員やスクリーニングケアサポーターを学校に派遣し、不登校の未然防止や支援の充実を図ります。

次に、同ページ右側上からでございますが、新規事業、家庭訪問型学習支援事業、不登校対策 454 万 7,000 円でございます。

申し訳ないです。これにつきましても若干訂正がございまして、1 行目ですけれども、「学校長から支援の依頼があった」の次の、まず、「学校にいけないまたは」までを削除していただきたいです。その次の「深刻な」の次に、「不登校状態の」を加筆願います。したがって、「学校長から支援の依頼があった深刻な不登校状態の」となります。申し訳ございません。

これにつきましては、学校長から支援の依頼があった深刻な不登校状態の小中学生のその保護者を対象に、学校復帰、社会的自立につなげるため、家庭を主な支援場所として訪

問型の学習支援を行うものでございます。

なお、支援の過程で明らかになった家庭や生活上の課題につきましては、関係課につなぎ、連携を図ることで問題解決に努めることとします。

その下です。継続事業。野洲市いじめ問題対策事業、14万5,000円、野洲市で起こるいじめ防止のために専門委員会を設置し、関係機関と調整連絡するための事業でございます。

次に継続事業。通学路交通安全対策推進事業24万円、通学路における児童の安全を確保するため、通学交通安全の点検や危険箇所における交通安全対策、また中学生の通学時安全対策についての検討を進めるもので、毎年、通学路交通安全プログラムを作成しております。

次も継続事業です。元気な学校づくり事業補助金110万円。各学校が創意工夫のもと、地域に根ざした特色ある教育活動を推進する事業に対する補助金でございます。

続きまして、3ページの左側、継続事業でございます。スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置、58万4,000円、スクールソーシャルワーカーの活動をさらに効果的に進めるため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置し、虐待を初め、児童生徒の生活環境の問題解決を充実させるものでございます。

次、継続事業、スクールソーシャルワーカーの配置、603万8,000円、社会福祉に関する専門的知識を有するものを教育現場に配置し、児童生徒の置かれている学校、家庭・地域等の環境に対して、関係機関等と連絡し、虐待を初め児童生徒の生活環境の問題解決を図るための予算でございます。

その下、新規事業でございます。学校プールの集約化事業、1,057万円。体育科の水泳学習について、野洲小学校をモデル校としてPFI事業者へ委託し、7月にオープン予定の余熱利用施設の温水プールで実施をするものでございます。

この説明文の中で最後のところに、「プールの利用を検討します」となっておりますが、申し訳ございません。「実施します」に修正をお願いしたいです。

次にちょっと飛びます。5ページをお願いしたいと思います。

5ページの右側の一番下でございます。新規事業、余熱利用施設管理運営事業7,521万7,000円、現在、設備中の余熱利用施設について7月オープンを予定しておりますが、施設の完成後は教育委員会が引き継ぎまして、仮称野洲健康スポーツセンターとして温水プールなどをPFI方式により運営することから、PFI委託料等を計上するものでございます。

6ページになりまして左側の下でございます。新規事業。錦織寺紙本金地著色名所図修理事業、125万円です。錦織寺の大広間にあります狩野永叔に描かれた襖絵のうち、損傷の激しいものから保存修理を図るための事業費の一部を補充するものでございます。

その下、継続事業。企画展等開催事業、441万9,000円。歴史民俗博物館の秋期企画展として、市内出土とされる銅鏡等の資料から古代王権のあり方を考える展覧会を開催いたします。

同ページ右側、継続事業でございます。永原御殿跡保存整備事業、4,113万2,000円。国史跡の指定を受けた永原御殿について、保存活用計画書の策定及び土地の地積測量と公有化、発掘体験や調査成果を明らかにするフォーラム開催などの活用事業を行うというものでございます。

事業の中身としては以上でございます。議案書のほうに戻っていただきまして4ページをお願いします。右側の第2表でございます。教育予算に係るいずれも令和3年度までの債務負担行為として中主小学校校舎大規模改修事業で5億8,000万円、野洲北中学校校舎大規模改修事業で3億7,000万円が設定をされております。

議案書の5ページ、第3表、地方債として小学校施設整備事業に9億5,210万円、中学校施設整備事業に7億4,980万円、図書館施設整備事業に160万円、史跡整備事業に430万円、文化振興施設整備事業に1,440万円、公共施設等適正管理推進事業のうち、1億3,780万円。これは総合体育館管理運営費の旧温水プール解体にかかるものですが、それぞれ財源に充当をされております。

説明につきましては以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第2号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 幾つか分かりにくい点がありましたので、質問させていただきます。

まず、基本的なことですが、議案書の5ページです。小学校、中学校の施設改修のために、非常に大きな市債を発行するわけですね。この利率が4%以内となっています。非常に利率の低い時代ですが、利率は幾らで借りられるのか。

それから、償還方法のところは据置期間と償還期限がありますが、その据置期間と償還期限についても教えていただきたいと思っております。

それから、次に議案書関係資料で主な事業について説明をしていただきましたが、2ページに右側の家庭訪問型学習支援事業、不登校対策です。この事業、前回の委員会でも説明がありました。指導員二人と、カウンセラー1人を新規に雇用して週2回、あわせて採用すると。まず、この事業、詳細がそれぞれの事業の個表がありますが、これを見ても見当たらなかったものですから、これはどこで計上されているのか。この454万円の新規はどこを見れば、その詳細が分かるようになっているのか教えていただきたいと思っております。

それから、個表を見ると、個別事業ですね。そこで幾つか減額をされている事業があります。何を減額されたのかを教えていただきたいと思っております。例えば、教育振興事業費です。前年度予算が8,432万7,000円、本年度が2,174万で6,250万円余り減額になっています。この事業概要を見ると、新規で事業が上がっています。小学校の社会科の副読本として220万円余り、それから小学校体育水泳事業業務委託として1,000万円余り計上されています。その二つを合わせると、1,300万円ぐらいになるのですが、こういう新規事業が計上されているにもかかわらず、6,200万円を減額された要因を教えてください。

それから14ページです。ふれあい教育相談事業、これも前年度は360万円だったものが、今年度は18万9,000円ということですが、ここは何を減額されたのか、教えていただきたいと思います。

それから、18ページに預かり保育事業費というのがあります。これも前年度は2,000万円あまりだったのですが、480万円となっています。1,500万円余り減額されていますが、これの要因を教えていただきたいと思います。

27ページの文化交流小劇場管理運営費です。これはよく分からないのでお聞きをしますが、ここに新規事業がありますね。文化小劇場屋外チラー更新。これは何をやる事業なのか少し具体的に教えてほしいと思います。

それからもう一つは、この中のネーミングライツ事業です。平成元年度は期間が4ヶ月なので50万円でした。それは和式トイレを洋式化するのに使うという説明をされたと思います。今回1年分で150万円ですが、この150万円で何を修繕しようということなのか教えてほしいと思います。

よろしくをお願いします。

【西村教育長】 それでは、順次お答えをお願いしたいと思います。

中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 小学校施設整備事業と中学校の施設整備事業に充てている起債については、通常、学校施設整備事業債といいまして縁故資金、市中銀行から借りるのが通常です。利率については、当然低金利の時代ですので、細かい数字は分かりませんが、0点何%という住宅ローン並みといいますか、確か0.5から0.8の間だったと思います。

あと、それから据置と償還期間についてなのですが、通常、据置期間は2年間で、縁故資金、市中銀行から借りる際に、当面、借りる期間については事業によって違うのですが、通常20年以上ですね。20年から30年。大体いつも借りているのが20年か25年だったと思います。金額とその事業の種類、あとは縁故資金の市中銀行とかから借りるときに、何年にしますということで、通常はこういう施設に充てるものについては、20年以上の長期の償還と、これが通例になってございます。

以上です。

【西村教育長】 続いて減額のほうはどうですか。新規事業。

【田中ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの田中です。よろしくをお願いします。

新規事業の家庭訪問型支援事業の事業内容がどこに計上されているのかというご質問ですが、これにつきましては議案書関係資料の15ページの左側、適応指導教室事業費のほうに一部含まれております。

ただ、今回の家庭訪問型支援事業につきましては、人件費がほとんどを占めておりまして、適応指導教室事業費のほうには、新しい事業にかかわります経費としましては、会議旅費、事務にかかる消耗品等の購入費として計上しておりまして、それが1万4,000ほど

になっておりまして、それ以外は全て人件費ということですので、今回主要事業の項目として出しています。

【西村教育長】 はい、杉本部長。

【杉本教育部長】 すみません。瀬古委員がおっしゃっている減額等にかかわるのですが、来年度より会計年度任用職員という形で雇用方法が大幅に変更になります。会計年度任用職員の今までここに臨時さんであったり、嘱託さんの費用が入っておりました。

【田中教育部次長】 すみません。

会計年度任用職員につきましては、瀬古委員さんがおっしゃっている減額等ですが、支払いが今まで臨時職員は賃金ということで事業費の中に含まれていたのですが、その会計年度任用職員、いわゆる臨時職員に支払われるのが「賃金」から「報酬」になりまして、嘱託職員につきましては費目が「給料」ということになりましたので、人事課の方ほうでまとめて一括で別事業として会計年度任用職員雇用費ということで、この調書からは省かれる形になりましたので、ご質問の中の預かり保育事業費のところの人件費につきましても、預かり保育担当の臨時職員の賃金が減額となりますが、事業自体は何も変わらないという形になって、ほかのところでも大きく減額、教育振興費とか短時間の職員をたくさん雇用していたところにつきましては、その分、この調書上では大きく減額になっているということでございます。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 一応、同じようにスーパーバイザーであったり、SSWであったりというものは、全て次長が説明したように会計年度任用職員で、人事課のほうということになりますので、今回計上されていない、それが主な理由です。

それとあと、各順番にお答えさせていただきます。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。

教育振興事業費につきましては、今年度、6,258万1,000円減額になっております。これにつきましては、会計年度任用職員の報酬が約7,500万円減っております。また、新規事業で社会科副読本の印刷で240万円と小学校体育水泳事業で約1,000万円ございます。これらを合わせて約1,200万円ですので、7,500万円とこの1,200万円を相殺させていただくと、6,258万円の減額となりますので、教育振興事業費としては、昨年とほぼ同内容でございます。

【西村教育長】 ほかどうですか。

小山館長、お願いします。

【小山野洲市文化ホール館長】 野洲市文化ホール、小山です。

文化小劇場屋外チラー更新事業の件でございますが、空調機の冷温水器発生装置であります屋外チラー、今年度、2度ほど突発的な故障によりまして、利用のお客様がいらっしゃるときに、空調が効かなかったということがございました。平成2年の開館以来、更新がされていなかったものを、今回冷温水器発生装置を更新するというので、新規事業とし

て上げさせていただいております。

あと、ネーミングライツ事業の施設修繕でございますが、今年度初めてネーミングライツ制度を採用させていただきまして、4ヶ月、50万円のネーミングライツ料をいただくことで、先にご説明させていただいたとおり、2カ所の和式トイレを洋式化するというので今年度は考えております。

次年度につきましても、まだ和式トイレが10カ所近く残っておりますので、優先的に今年度引き続き洋式化を考えております。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。これで大体回答は終わったのですかね。

【瀬古委員】 はい、ありがとうございます。

起債の件は限度額ということなので、そこまで細部を詰めて予算計上してないのかも分かりませんが、利率なり、あるいは据置期間、それから償還金というのははっきりさせて予算計上すべきではないかなという気がします。

それから、新規事業で人件費がほとんどのために、詳細のところでは違う名前の中に含まれているということでしたが、やはり新規事業として大きく打ち出しているわけですから、人件費の分は省いたとしても新規事業名で出てこない、そこに入っていますというのではどうかと思います。

それから、減額の件につきましては分かりました。人件費が一括して総務部で計上されていると。人件費の中に一括して計上され、減額になっているということで理解しておきます。

以上です。

【西村教育長】 はい。今、再質問というか、二つありましたが、どうですか。利率とか償還期間、はっきりさせておくべきではないかというのが一つと、もう一つには新規事業としてしっかりと名前を打ち出すべきではないかという2点あったと思うのですが。

中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 すみません。地方債の借入額なのですが、とりあえず予算額ベースで借入れについては事業完了後に実際借入れますので、あくまでもこういう表記になってございます。実際に借入れるのは、例えば今の中主小学校にしても野洲北中学校にしても、事業が完了してから、それから書類をそろえて市中銀行から借入れるという形になりますので、この時点では事業費が確定しないということで、予算ベースで限度額を定めているだけということです。実際の借入額は、工事請負契約済みなのですが、当然変更契約も生じてきますので、その全体契約が完了してから、そういう金額を確定させてから、銀行さんの利率で借入れますので、あくまでもこれは予算ベースの限度額という表記になってございます。

以上です。

【西村教育長】 もう一点、杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 新規事業の表記についてですが、実はこの付けています個表については、市の統一の表を使っておりますので、そういう表記がちょっとしにくいのかと思っております。今後、説明のほうでしっかりと考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 はい。

【西村教育長】 よろしいですか。

それでは、その他にご質問等ありましたら。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 すみません。教えていただきたいことが3点ございます。

1点は、議案書関係資料1ページの新規の発達支援センター等整備事業の中に、ふれあい教育相談センターも含まれるわけですが、分かる範囲で今のある場所の建物を終了するか、場所を変えるのか、今後の予定とか方向性が分かれば教えていただきたいのが1点です。

2点目は、3ページでしょうか、新規事業の学校プールの集約化事業ということで、今年には野洲小学校のプールが老朽化しているのも、モデル校として余熱利用施設のプールのほうで水泳の授業も行うというようなことかとは思いますが、具体的にもう少し教えていただきたいことと、野洲小学校のプールの老朽化をこれからずっとそちらのほうの事業で体育の授業をしていくのか、モデル校ですから全市の学校のほうに広げていくのか、その辺のことについてご説明いただきたいなと思っております。

3点目は、個表のところでも20ページの生涯学習新規事業ですが、生涯学習カレッジと、それから生涯学習出前講座といういろいろあるのですが、生涯学習カレッジというのはどのような内容なのかを教えていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【西村教育長】 今、3点質問ありました。どれか順にお答えをお願いします。

田中所長、お願いします。

【田中ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの田中です。

発達支援センター等整備事業の件でございますが、今検討しておりますのは、現発達支援センターの横にあります駐車場、少し道路から窪んでいる駐車場のところに建物を整備して、現センターのところを駐車場として整備するというような方向で考えております。

以上でございます。

【西村教育長】 川端次長。

【川端教育部次長】 すみません。2点目の学校プール集約化事業ということでございますが、実は本日追加資料のほうで、報告事項⑥というのを追加させていただいておりますので、そのときに説明をさせていただく予定をしておるのですが、そのときの説明でよろしいでしょうか。

【荒川委員】 はい、結構です。

【西村教育長】 では、後でということをお願いします。

もう一点、生涯学習課から。田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

生涯学習カレッジ事業というのは新規事業というふうにさせていただいてはいるのですが、もともと生涯学習セミナーというものが研修会として年 3 回程度させていただいたものを県の補助制度によりまして、生涯学習カレッジという名前に変えまして、少し回数も増やし、通しで学んでいただけるような場所を提供できればなということに計画しております。

それと、生涯学習出前講座につきましては、継続事業でございます。市の職員等が市民の方々の求めに応じまして、出かけていってお話をさせていただくという形をとらせていただいております。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、今の 2 点についてはよろしいですか。

【荒川委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 はい。ほかにご質問等はありませんか。

よろしいですか。ないようでしたら、これより採決に移ります。

議案第 2 号、令和 2 年度野洲市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、賛成全員であります。よって、議案第 2 号は可決されました。

次に、議案第 3 号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

議案書 6 ページをお願いいたします。議案第 3 号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてでございます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、教育委員会所管の予算に関する意見について、意見を提出するものでございます。

提出理由にありますように、今回の補正では、野洲市一般会計歳入歳出予算の総額に、4 億 6,536 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 242 億 8,197 万 1,000 円とするものです。うち、教育費予算としましては、8,939 万 1,000 円を減額し、補正後の予算額を 36 億 3,738 万 5,000 円とするものでございます。

議案書関係資料の 55 ページをお願いいたします。教育費の、順番に行きますが、2、小学校費、小学校管理費、小学校管理運営費の校内通信ネットワーク整備事業委託料、1 億 1,776 万 2,000 円の増額。これにあわせまして、一つ飛ぶのですが、中学校費の中で中学校

管理運営費でも、校内通信ネットワーク整備事業委託というので、4,967万7,000円の増額。あわせて1億6,743万9,000円があるのですが、それにつきましては同じ事業を小学校費と、中学校費に分けて要求しているものでございます。これにつきましては、この後の報告事項③のGIGAスクール構想の実現についてで報告をするものですが、本補正予算に基づくものですので、これから教育費関係の補正予算の説明の最後に、報告事項③を繰り上げて学校教育課から詳細を説明させていただきたいと思っておりますので、一旦ここでは省略をさせていただきます。

続きまして、戻っていただきましてその上ですね。小学校施設整備費の補正でございます。いずれも中主小学校大規模改修に係るもので、監理委託料では校舎増築旧館棟及び体育館大規模改修工事監理業務委託料、並びに仮設校舎設置工事、監理業務委託料の入札差額が併せて1,317万3,000円の減額。また、工事施工時に敷地外に準備した教職員用駐車場利用につきまして、1台単価及び借入期間精査により不用額となった不動産借上料118万円の減額、仮設校舎リース料の入札差額619万2,000円の減額、工事請負費は校舎増築旧館棟及び体育館大規模改修工事入札差額9,067万8,000円の減額で、合計1億1,122万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、中学校費の中学校施設整備費では、これにつきましてはいずれも野洲北中学校大規模改修に係るもので、監理委託料につきましては校舎増築、南校舎及び体育館大規模改修工事監理業務委託料並びに仮設校舎設置工事監理業務委託料の入札差額併せて1,025万8,000円の減額。工事請負費では、校舎増築、南校舎及び体育館大規模改修工事の入札差額1億264万8,000円の減額で、合計1億1,290万6,000円を減額補正するものでございます。

申し訳ございません。資料の中で工事請負費の補正額のところが「##」となっているのですが、ちょっとうまく表示がされていません。ここへは「▲102,648」とご記入いただきたいと思っております。1億264万8,000円の減額ということでございます。

【西村教育長】 田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 幼稚園担当、田中でございます。

56ページをお願いいたします。幼稚園管理費の幼稚園管理運営費でございますが、幼児教育・保育無償化など事務量の増加により、年度末に向けまして不足が見込まれます消耗品費及び通信運搬費につきまして、それぞれ2万円と16万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、私立幼稚園の私立幼稚園運営費におきましても、これも幼児教育・保育無償化によりまして、新たに創設いたしました子ども・子育て新制度へ未移行の幼稚園へ通う園児の保育料や私立幼稚園の預かり保育料などの補助金が見込みよりも少なかったため、施設等利用給付補助金を169万円減額補正するものでございます。

なお、その他幼稚園に係る補正につきましては、国の子ども・子育て支援交付金と県の子ども・子育て支援事業補助金の増減に伴う財源更生を行うもので予算額の増減はござい

ません。

以上です。

【西村教育長】 はい、川端次長。

【川端教育部次長】 川端でございます。

続きまして、図書館費、図書館管理運営費でございます。修繕料 30 万円の増額、委託料で清掃委託 30 万円の減額の組替補正でございます。図書館本館の空調機氷蓄熱空冷式ヒートポンプチラー温度調節器の故障を修繕するための組替補正でございます。

続きまして、文化財保護費、市内遺跡等調査事業費では、個人住宅の調査と民間開発に伴う試掘調査の進捗状況を踏まえまして、未調査地の円滑な実施を図るため、予算の組替を行うものです。内訳は消耗品費 6 万円、燃料費 1 万円、印刷製本費 26 万円、発掘調査作業員の派遣委託料 6 万円、原材料費 4 万 5,000 円を減額し、臨時職員賃金 39 万 4,000 円、重機等機材借上料 4 万 1,000 円を増額するもので、事業予算額に増減はございません。

文化財保護費の文化財保護調査事業費では、永原御殿跡関係者との連絡等に係る通信運搬費 2 万 8,000 円、公用車更新変更契約に伴うリース料 3,000 円及び複写機使用料 1 万 6,000 円を増額し、燃料費 5,000 円、パソコンリース入札に係る不用額 5 万 6,000 円をそれぞれ減額するもので、合計 1 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

続きまして、受託発掘調査事業費。民間開発に伴い事業費を全額受益者負担により実施しているもので、発掘調査業務の完了した 8 件と現在調査中の調査 6 件の調査に必要な予算を計上し、不用額を減額するものでございます。内訳は、燃料費 6,000 円を増額し、臨時職員賃金 364 万 8,000 円、消耗品費 43 万 7,000 円、印刷製本費 5 万 7,000 円、光熱水費 5 万 7,000 円、し尿汲み取り手数料 5 万 2,000 円、遺物実測等調査委託料 224 万 1,000 円、作業員派遣委託料 1,139 万 8,000 円、重機等機材借上料 270 万 8,000 円、仮設電源引込工事請負費 21 万 2,000 円、原材料費 30 万円の併せて 2,111 万円を減額し、合計 2,110 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

次に、公共事業発掘調査事業費。中主小学校大規模改修工事に伴う試掘調査の結果、遺跡はなく発掘調査の実施には至らなかったため、調査に係る不用額を減額するものです。内訳では、臨時職員賃金 59 万円、光熱水費 2 万円、し尿汲み取り手数料 5,000 円、遺物実測等調査委託料 62 万 7,000 円、作業員派遣委託料 191 万 6,000 円、重機等機材借上料 102 万 1,000 円、仮設電源引込工事請負費 10 万円の合計 427 万 9,000 円を減額するものです。

次に、永原御殿跡保存整備事業費。総合調査報告書を作成し、史跡指定の答申が得られたことから不用額を減額補正するものです。内訳は臨時職員賃金 35 万 2,000 円、報償金 22 万 4,000 円、特別旅費 2 万 7,000 円、消耗品費 8,000 円、報告書等印刷製本費 55 万 7,000 円の合計 116 万 8,000 円を減額補正するものです。

次に、保健体育費の体育施設費、総合体育館管理運営費では、委託料 396 万 5,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、旧温水プール棟解体撤去工事設計委託業務が完了し、執行額の確定により減額をするものでございます。

次に学校給食費、学校給食センター費、給食センター施設管理費では、下水道使用料 70 万円の増額、備品購入費、電子計算機器 137 万円の減額で合計 67 万円の減額補正でございます。

下水道の使用料につきましては、当初予定より使用料が増加したことによる不足分 70 万円を増額。また、電子計算機器では、サポート期限が終了する給食管理システムの更新につきまして、当初サーバ 1 台を置く予定だったところ、サーバを置かずにクライアント 4 台で対応可能となったことから、入札差額 137 万円を減額し、合計 67 万円を減額補正するものでございます。

議案書に戻っていただきまして 11 ページをお願いします。第 2 表地方債補正で、補正予算に伴いましてそれぞれの財源充当で、小学校施設整備事業で 4 億 7,090 万円から 4 億 4,710 万円の 2,380 万円の減額、中学校施設整備で 3 億 8,070 万円から 3 億 2,070 万円の 6,000 万円の減額、公共施設等適正管理推進事業で 2 億 8,270 万円から 2 億 7,910 万円への 360 万円の減額となっております。

以上説明とさせていただきます。

【小池学校教育課主席参事】 すみません。学校教育課、小池です。

先ほど川端次長、申し上げましたように、小学校・中学校管理運営費の 1 億 6,743 万 9,000 円の補正につきまして、今回の日程 6、報告事項③を繰り上げて経緯や現状を説明させていただいた上で、その内容について説明をさせていただきたいと考えております。

報告事項の③番、G I G A スクール構想の実現についての資料をご覧くださいませでしょうか。

3 ページになります。G I G A スクール構想の実現についてということで、背景から順番に説明をさせていただきます。

背景、日本の生徒の学習到達度は 2018 年、O E C D / P I S A でも高い水準を維持しておりますが情報環境の変化の中で、文書や情報の意味を理解し思考する読解力に課題があるとの指摘がありました。全ての子どもたちに society5.0 時代に求められる基礎的な力を確実に習得させることが求められています。これを受けまして政府は一昨年 6 月に、society5.0 に向けた人材育成の方針を取りまとめ、G I G A スクール構想の実現、2,318 億円を含む補正予算が昨年 12 月に閣議決定をされまして、本年 1 月 30 日に補正予算が成立をしております。

G I G A スクール構想とは、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育 I C T 環境の実現に向けたもので、ハードとしましては、令和 2 年度までの高速大容量の通信ネットワーク整備、及び令和 5 年度までの児童生徒向けの一人一台端末の整備。その他、ソフトとしましては、来年度からの新学習指導要領に合わせたデジタル教科書、教材などの活用促進、I C T を効果的に活用した学習活動の例示及び A I ドリルなどの先端技術の実証など、指導体制としては各地域の指導者養成研修の実施、全都道府県に配置される I C T 活用教育アドバイザーによる説明会、ワークショップの開催、そして令和 4 年度

までに4校1校のICT支援員配置などが示されております。

これを受けまして、本市の現状と方向性でございますが、前回の定例会でも報告させていただきましたが、本市の取組みといたしましては、教師用のPC整備、普通教室への大型モニター設置、各校50台のタブレット端末配備及び統合型の校務支援システムの導入などを終えておりまして、今後3人に1台を目標とした端末の整備に向けた取組みを進めているところでございますが、GIGAスクール構想によりまして、その取組みが一層加速されたことから、今回先行した整備が求められている校内LAN整備事業に着手いたします。

裏面で、校内LAN整備の内容なのですが、これについては各自治体において作成する計画にのっとりまして整備されるカテゴリ6Aと呼ばれる通信速度10ギガのLANケーブル、その他無線機やハブ、ルーター等や各教室へのキャビネットを整備するもので、対象は市内全ての小中学校となります。

ただ、中主小学校と野洲北中学校は既に大規模改修を着手しておりますので、国庫補助事業の対象外となり、当該改修事業の中でこれに準じた整備を行うこととしまして、今回の着手を予定する整備事業は市内7校としております。

事業費は1校当たり1,300万円から3,000万円と見込みまして総額で約1億7,000万円を2月市議会で増額補正要求してまいるのでございます。

この整備によりまして、学校内のLAN環境は非常に高規格となりますが、当面はインターネット等、校外の既存ネットワーク環境により十分な効果が発揮できないことも想定されています。

しかし、来年度には市の情報系ネットワーク見直しに係る設計計画を予定しておりまして、令和5年度までの一人一台端末計画に向けまして、その効果を発揮させるため、現実的に必要な事業整備を進めてまいります。

端末整備の想定でございます。一人一台の端末整備の財源手当について、国はこれまでの目標であった3人に1台分の整備費用は、地方財政措置で手当できているとの考え方で、全ての小中学校児童生徒の総数の3分の2、1台当たり4万5,000円を令和5年度までに予算措置されます。現在、本市が整備した端末は平成26年度に三上小学校に整備したWindowsタブレット端末、各40台、平成28年度から30年度に篠原小学校に整備したiPad端末51台、そして今年度に全ての小中学校に整備しましたWindowsタブレット端末各50台の計581台でございます。

児童生徒数は約4,500人ですので、残る4,000台を令和5年度までに年次的に整備をする必要があります。

三人に一台の端末整備として地方財政措置されたこととなる1,500台分の端末購入費を差し引き、3,000台分の国費補助と私費での1,000台分の整備が必要となります。

なお、調達の方法につきましては、大量調達によるコスト削減を図るため、県教育委員会が周辺市町とともに協議会を立ち上げる予定であり、本市もこれに参画をする予定でござ

ざいます。

また、導入後の学習指導の方針等の検討や運用報酬にかかる経費や教材等が私費での対応となることから、整備の年次計画や使用については慎重に検討してまいります。

以上で報告内容を終わりました、予算の内容、議案関係資料の 55 ページに戻っていただきたいと思っております。

今、説明をさせていただきました、校内LAN整備の小学校管理運営費 1 億 1,776 万 2,000 円及び中学校管理運営費 4,967 万 7,000 円の合計 1 億 6,743 万 9,000 円を 2 月議会において補正させていただくことの説明とさせていただきます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 3 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今、説明がありましたGIGAスクールに必ずしも反対するものではありませんが、基本的なことで分からないのですが、この背景のところの 2 行目に、野洲市のいわば生徒の学力テストでの弱点と申しますか、それはここにあるように文書や情報の意味を理解し思考する読解力に課題があると言っているのですね。これは一人一台の端末の整備とか校内LANを整備したら、この課題が解決するというプロセスがよく分からないのです。そこを分かりやすく説明してほしいです。GIGAスクール構想を推進すると、なぜ文章の読解力の課題が解決するのか、そこを教えてくださいたいと思っております。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 すみません。分かりにくくて申し訳ございません。

2018 年のOECD/PISAの試験でございますが、実は世界 79 カ国と地域において 15 歳の生徒を対象に行った試験がございます。これまでの試験結果では日本はトップクラスにいるものの、読解力が若干水準の低いところがあったのですが、前回からCBTを用いたテストとなり、日本の子どもたちはこのコンピューターテストになってから特にグンと読解力の成績が落ちております。他の欧米諸国、中国、韓国とかは既にコンピューターの授業を受けておられまして、コンピューターを使って読み解く力というのが明かに落ちているのではないかと申すのが分析されているところでございます。ICT教育が遅れているということなんです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 ICT教育あるいはその基盤整備も遅れているのは分かります。そのICT教育を推進することで文章の読解力、深く物事を思考する、そういう力を養うことができるのかが今の説明ではもう一つ、分からない。要するに、ICT教育とか、基盤整備が日本は遅れていて、それを国際比較すると日本の学力は他の先進諸国に比べて低いと。なので、ICT教育を推進しますと。

しかし、それはそれぞれの国毎に違う背景もあると思っております。若い世代、本を読むとい

うことが非常に少なくなっている。ICT教育を推進したら、深く物事を思考する力や読解力が養われるというところが今の説明ではもう一つ、よくわからないのですが。

【西村教育長】 小池主席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 すみません。読解力の不足というのは日本の子どもたち、若干もとから不足をしていたのですが、前回のコンピューターを使った試験で明らかに落ち込んでしまったというので、国のほうも危機感を募らせているという意味で、今回、このような表現をさせていただいております。

それと、追加で先ほどカラー刷りの資料、教育委員さんにお配りさせていただきました。この資料なのですが、実は昨日、国、文科省が近畿市長会で、GIGAスクール構想の実現についてという直接首長に向けて説明をしましたが、その資料が入手できたので今回、急遽配布させていただきました。私の説明が不足しており、この中にももう少し詳しく今なぜICTが必要なのか書いておりますので、またご覧いただきたいと思います。

【西村教育長】 瀬古委員、どうでしょう。

【瀬古委員】 分かりました。後でよく読んでおきます。

【西村教育長】 それでは、ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第12号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【西村教育長】 はい、賛成全員であります。ありがとうございます。よって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号、第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。議案第4号、第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について、ご説明を申し上げます。

議案書は12ページ、13ページでございます。また、計画書は別冊となっております。加えて、概要版につきましては、議案書関係資料の59ページから66ページとなっております。

まず初めに、議案書12ページをお願いいたします。

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づきまして、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画の第二期計画を定めるにあたりまして、野洲市議会基本条例第11条第4項に基づき、議会に付することから意見を提出するものでございます。

なお、この計画は野洲市子育て支援会議での審議や市役所内の関係各課等へ意見照会、

そしてパブリックコメントの実施等を経まして、当該子育て支援会議におきまして、最終の審議を踏まえて本計画をまとめたものでございます。

それでは、計画の概要につきましてかい摘んでご説明を申し上げます。別冊の計画書をお願いいたします。

計画書の 1 ページからの第 1 章でございますが、計画の策定にあたってでは、計画を策定する背景と趣旨、計画の位置づけ及び計画の期間について記載させていただいております。

また、計画書の 5 ページからの第 2 章野洲市の子育てを取り巻く現状では、統計資料から見る本市の現状、そしてニーズ調査結果から見る子ども・子育て環境及び第一期計画の総括について記載をさせていただいております。

また、計画書の 21 ページからの第 3 章でございますが、計画の基本的な考え方では、計画の基本理念、基本目標及び施策体系について記載をさせていただいているところでございます。

計画書の 24 ページからの第 4 章でございますが、量の見込みと確保方策では、教育保育提供区域の設定、子どもの人口の見通し、幼児教育保育の見込み量及び確保方策並びに教育保育の一体的提供及び推進体制及び子育てのための施設等の利用給付の円滑な実施の確保についても記載をさせていただいているところでございます。

計画書の 50 ページからの第 5 章でございますが、包括的子育て支援施策につきましては、関係各担当課で取り組んでいただきます施策の展開及び計画の推進体制について記載をさせていただいているところでございます。

なお、議案書関係資料の 59 ページからの概要版でございますが、本計画のポイントとなる部分を簡潔にまとめさせていただいたものとなっております。

最後になりますが、本計画は令和 2 年 4 月 1 日から効力を発するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 4 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 4 号、第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 4 号は可決されました。

次に、議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤でございます。

それでは、議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明を

申し上げます。

議案書の 14 ページ、15 ページ、議案書関係資料の 67 ページから 69 ページをご覧ください。

野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての意見についてでございます。

提出理由としましては、永原御殿につきまして国指定史跡の答申が得られましたので、野洲市永原御殿調査委員会に将来的に史跡の保存活用整備、公開に向けて遺跡修景保存の専門的な経験を有する委員を増員するために、委員定数を 6 名から 8 名に増員するものでございます。

また、文化財保護法の文化財保存活用計画の策定等に関する指針に基づき、永原御殿跡保存活用計画策定委員会を設置するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 5 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今回の説明は少し分かりにくかったので確認の意味で質問をします。

議案書の 14 ページの提出理由のところには、永原御殿跡調査委員会に学識経験を有する者を増員するため、委員の定数の改正を行うと、こういう説明になっています。それだけ読むと、要するに委員の数を 6 人から 8 人に改めると。

しかし、実際は保存活用計画策定委員会というのも設けますと、こういうことになっているわけです。

そうすると、この従前の調査委員会と計画策定委員会との関係はどういう関係。つまり、同列なのか、それぞれ対等の関係の委員会なのか。表を見る限り、調査委員会があって、その下に計画策定委員会を足しましたということになっているのですね。その委員の数は 8 人ですと。そうすると、この 8 人の委員さんというのは、調査委員会の 8 人のメンバーと計画策定委員会の 8 人のメンバーは違うものなのかどうかということもよく分からない。その提出理由だけ読むと委員を 6 人から 8 人にするだけですと、こう読めるのですが、この調査委員会と計画策定委員会との関係は、要するに調査委員会の中に計画策定委員会が含まれる関係なのか、あるいはこれは対等の関係で二つの委員会という意味なのか、説明ではよく分からなかったもので、もう一度説明をお願いします。

【西村教育長】 進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 申し訳ありません。永原御殿跡調査委員会がございまして、永原御殿が史跡に指定されるということで、保存修景整備に関係する委員を 6 名から 8 名に増員というのが一つです。

もう一つは、史跡に指定をされますと、保存活用計画を策定する必要がございます。制

度として保存活用計画策定委員会を設けて、保存活用計画を策定し、国の認定を受ける必要がございまして、永原御殿跡調査委員会とは別途、保存活用計画策定委員会についても設けるということとございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 もうひとつよく分からない。国の補助金なりをもらうためには、計画策定委員会を設けなければならないということですよ。

今のあるものの中に無理やり続きで書きましたという感じになっているわけです。何かそこはスッキリしない。もし別途、計画策定委員会が必要だということのだったら、計画策定委員会を設置するという条例の変更をすれば良いのではないかと。変更理由は6名を8名にしますとだけで、別表で計画策定委員会を設置するというのが中途半端でよく分からない表現になっているのではないかと思います。

【西村教育長】 進藤次長、どうですか。

【進藤教育部次長】 制度としまして文化財の保存活用の策定等に関する指針というのが国のほうから示されておりまして、それに基づいて保存活用策定委員会を設置する必要がございまして、従来調査委員会に付記するような形で所要の改正を行わせていただいております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。今までの調査委員会は史跡指定を狙っていた委員会で、指定をされたら次は保存活用が課題になるので、新たにそっちに移行しないといけないということで、拡充して名前を変えていくという手続の一環ではないのですか。

【進藤教育部次長】 保存活用計画を策定するために委員会を設ける必要がございまして、策定委員会が保存活用計画を策定して、国の認定が得られましたら、この策定委員会については終了するという形で調査委員会に付け足しをさせていただいているというところとございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 調査をして、国の指定を受けたわけですね。今後は、それを活用するための計画を策定していく、そのための委員会ですよということであれば、これに名前を変えて調査委員会をなくしていいのではないかと思います。それだったら分かりやすいのですが、なおかつ委員は8名、その委員は重複するという話ですね。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 すみません。大変申し訳ないです。提出理由が適切ではないと思います。提出理由が本来であれば、「設置条例に基づいて永原御殿跡調査委員会の委員を増員するのとあわせて、永原御殿跡保存活用計画策定委員会を設置する」にすべきであったということだと思います。ですから今回提出理由が不適切であったと思います。申し訳ございませんでした。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 それなら分かるのです。提案理由に委員を2名増員することだけが上が

っていて、それで別表で委員会が増えている、そこが分かりにくいのです。だから、調査をして指定を受けたので、次は活用委員会を新たに設置しますと、そういう提案をすれば分かるのですが、よろしくお願いします。

【西村教育長】 杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 以後、注意いたします。よろしくお願いいたします。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 以後、注意しますとはどういう意味ですか。今、これを提案しようとしているわけですから、修正の上、提案をすると言っていたかかないと。以後注意しますというのはよく分かりません。

【杉本教育部長】 申し訳ありません。提案理由については今後注意したいということをお願いしたところでございます。修正してお願いしたいと思います。

【西村教育長】 この件に関してよろしいですか。質問等ございませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【瀬古委員】 ちょっとすみません。修正の上、提案するということをお願いしたかかないと。

【西村教育長】 はい、分かりました。議案第 5 号、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、修正の上、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、全員であります。よって、議案第 5 号は可決されました。

次に、議案第 6 号、野洲市永原御殿保存活用計画策定委員会規則の策定について、事務局より説明をお願いします。

進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財担当の進藤でございます。

野洲市永原御殿保存活用策定委員会規則の策定について説明させていただきます。

議案第 5 号にございました永原御殿跡保存活用計画策定委員会の規則について、17 ページに規則（案）を示しております。提案理由につきましては、永原御殿跡の国史跡の指定答申を受けまして、今後の史跡整備に必要な保全活用計画を策定・刊行するため、史跡整備に必要な遺跡等保存活用計画の策定を目的として野洲市永原御殿保存活用計画策定委員会を新規に設置するものです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 6 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 一つだけ確認をしておきます。この規則の中には委員定数 8 名以内というのを書く必要はないのでしょうか。

【西村教育長】 進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 議案第 5 号にもございましたが、条例中に 8 名以内と明記しておりますので、規則については明記をしておりません。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 はい、分かりました。

そうすると今までの調査委員会の規則にも定数は書かれていないということでよろしいですね。

【進藤教育部次長】 そうです。

【瀬古委員】 はい、了解しました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 6 号、野洲市永原御殿保存活用計画策定委員会規則の策定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 6 号は可決されました。

次に、議案第 7 号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の水野でございます。

議案第 7 号をご説明する前に、大変申し訳ございません。議案書及び議案書関係資料の訂正をお願いいたします。19 ページ、下の表、イの表の表備考に「回数券を利用することができる利用者」とありますが、これは「利用」ではなく「使用」でございます。

次に、付則の施行期日、「この条例は、公布の日から起算して 12 箇月を越えない」の「越えない」は「超えない」です。

それから 20 ページ、付則の 3 でございます。ここに「この条例の施行の際現に発行されている回数券」のつづく括弧の中の最後のところに、「回数券という。以下同じ。括弧閉じる」となっていますが、この「以下同じ。」を削除願います。

議案関係資料につきましても、71 ページ、表備考のところの「回数券を利用」のところの「利用」が「使用」です。

次に 72 ページ、付則の施行期日は「越えない範囲において」の「越えない」が「超えない」です。

付則の第 3 項の 2 行目です。括弧閉じるの前に、「以下同じ。」とつっていますが、ここを削除願います。

それでは、もう一度議案書 18 ページに戻っていただきまして、ご説明を申し上げます。

野洲市使用料条例の一部を改正する条例につきましても、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律の第 29 条の規定に基づきまして、市議会に議案の提案ということでございますので、市長からこの条例の改正につきまして意見を求められたものでございます。

提出理由としましては、野洲市余熱利用施設の整備に伴いまして、野洲市総合体育館トレーニング室の運営を見直すことから、使用料条例を改正しようとするものでございます。主な内容といたしましては、トレーニング室の改定及び定期券の廃止でございます。

議案書関係資料の 70 ページをご覧ください。現金により利用する場合におきまして、一般の方が 1 人 1 回 200 円が 400 円に、高校生以下の方が 1 人 1 回 100 円が 200 円にということになります。

それから、4 市以外の方ですね。表備考に明記しておりますが、野洲市、草津市、守山市、栗東市以外の方は 1.5 倍ということで、計算しますと一般が 600 円、高校生以下が 300 円ということになります。

それから、もともと定期券というものを発行するというので、改正前はイの表に定期券の使用料を定めておりましたが、これを削除し、もともとありましたウの表により利用する場合をイの表に上げました。そして、4,000 円あるいは 2,000 円の 11 回綴りの回数券を新たに発行するような形での改正案でございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局から説明がありました議案第 7 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 単純な質問を一つさせていただきます。

従前の料金でいくと、回数券の利用が野洲市、守山市、栗東市以外の場合は 2 倍だったわけですね。単純に考えると今回の利用料金も 3 市以外の利用者は 2 倍というのが自然だと思いますが、それを 1.5 倍にされた理由は何なのでしょう。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 従前の場合はおっしゃるように 4 市以外の方は市内料金の 2 倍となる市外料金だということになっておりましたが、今回ベースとなります市内料金を 2 倍に引き上げた関係上、これをさらに 2 倍にしますと、新たにできます余熱利用施設の利用料金と同じになりますので、それはちょっと内容的に難しい、バランスがとれないということもございますし、それから今回、ご覧いただきましたように、回数券の利用は 4 市に限るということで、実質的に、ここでも市外の方、4 市以外の方の利用料金をアップさせていただいているというような形もございますので、1.5 倍という形で計算をさせていただきました。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 要するに、この改定の目的は以前に説明がありましたように、現在使っている人から、体育館のトレーニングルームを存続させてほしいという要望の中で、条件

を変えて存続すると、こういうことにしたのですね。だから、市としては余熱施設に誘導したいわけですよね。そうでしょう。だから、値上げをするわけじゃないですか。だったら2倍のほうが意図がはっきりするのではないかと。1.5倍、何か中途半端だと思います。これは私の意見ですから聞いておいてください。

【西村教育長】 以上でよろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 私もこの200円が400円になるというのは倍になったというふうに思うのですが、市民の皆さんには、この金額が変わるといふことの周知はいつからでしょうか。もうご理解いただけるのでしょうか。

最初、やっぱり倍になるのかと思ったのですね。そうすると、使えない人も出てくるというようなことを心配したので、いかがなものでしょうか。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 まず周知の件ですが、12月1日の広報でお知らせをしました。それから、市民の皆さんの金額の件でございますが、減免要綱において現在市内の65歳以上の方の料金を減免しております。今後、この条例の改正が成立しましたら、減免要綱の改正をしまして、高齢者の1回当たり利用料金につきましては据置をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第7号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、水野でございます。

議案第8号につきましてご説明申し上げます。指定管理者の指定につき議決を求めることについてでございます。

こちらも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市議会に提案される指定管理者の指定につきましての意見を求められましたので、提出するものでございます。

野洲市の余熱利用施設につきましては、その事業契約によりまして、野洲すいむ8NEXT

T-P-F-I 株式会社を公の施設の指定管理者として指定することになっておりますので、今般地方自治法に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

簡単でございますが、ご説明いたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 8 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 8 号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 8 号は可決されました。

次に、議案第 9 号、野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、水野でございます。

申し訳ございません。説明に入る前に資料の訂正をお願いいたします。議案書 25 ページ、中程に表の備考がございます。こちらの 5 行目、45 条の条に赤字がありまして、その下に括弧を閉じるというところがございまして、「以下同じ」というふうに書いてございますが、この「同じ」の次に、丸を打っていただきたいと思っております。丸が抜けておりまして申し訳ございません。

それから、付則のほうで施行期日ですが、こちら漢字のほう「越」になっておりますが、「12 箇月を越えない」の「越」を「超」の「超えない」に改めていただきたいと思っております。

なお、資料の中に赤い文字で書いてございますが、こちらのミスでございまして特に意味はございません。黒文字としてご理解ください。

議案関係資料も同じこととなりますので、こちらのほうは丸は入っていたと思っておりますので、「超」に変えていただくということで、ページ数が 78 ページ、「この条例は公布の日から起算して 12 箇月を越えない」の「超えない」を「超」に直していただくことと、先ほどと同じように赤い文字で出ていますが、黒い文字としてご理解いただきたいと思っております。丸は入っています。

では、改めましてご説明を申し上げます。野洲市余熱利用施設の一部改正する条例につきましては、同じく法律に基づきまして市議会の提案事項でございますので、意見を求められたものでございます。

主なところでございますが、まず第 1 条におきまして、スポーツの振興を図ることということで、市教育委員会が所管する施設としての目的を明記するところでございます。

第 2 条で名称を野洲市健康スポーツセンターと改定させていただく予定でございます。

第 5 条におきましては、先ほどお認めいただきましたとおり、指定管理者が管理するこ

とを明記します。

第 12 条は利用料金を新たに規定し、金額は別表で示すものでございます。

第 14 条は損害賠償の義務が規定されておりましたので、新たに規定するものでございます。

なお、野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例におきまして、この余熱利用施設を追加するというので、付則で同条例を改正しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 9 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 条例そのものについてではありませんが、その関連なので、ちょっと基本的なことの確認という意味でお聞きをします。

この施設はいろいろ変更があって、最終的には 26 億円余りの建設費を P F I 方式で建設したということですね。施設そのものは公の施設として教育委員会が所管する。それで、指定管理者を定めて、指定管理料を払うと。それが当初予算で 6,600 万円余り計上されています。26 億円の建設費を何年の契約で償却、いつまで払い続けるかということが 1 点。

それから予算で、個表の 36 ページですが、そこで P F I のモニタリング業務委託料を 890 万円余り計上されています。この P F I モニタリング業務委託は誰に委託するのか、中身は何なのかをお聞きします。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室、水野でございます。

まず、議案書関係資料に P F I 事業の概要の資料がございます。73 ページでございます。こちらに先ほどおっしゃっていただきました 26 億ということで、これが P F I の契約でございますので、指定管理料ではなくて、P F I の契約に基づいてお支払いをしていくということになります。一時払いが約 11 億、あとは事業終了まで分割してローン払いのような形で支払ってまいります。委員のおっしゃるとおりでございます。

次に、モニタリングのことについてお尋ねがあったと思います。これにつきましては、P F I 契約の中に、この P F I 事業がしっかりと契約どおり行われているかどうかというのをチェックすることになっています。それをするために、外部の専門業者に委託をするという形になりますので、その委託料として計上しているものでございます。

簡単でございますが、以上、説明といたします。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 そうすると、第三者のこれほどのような業者なのですか。例えば、いわゆるコンサルタントみたいな、P F I を管理する専門のコンサルタント会社があるのですか。890 万円というのはかなりのものだと思いますが、これは人件費なのでしょうか。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の水野です。

業者の種別につきましては、大体委員のおっしゃっているようなことになろうかと考えております。確かに人件費等々になると考えております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 工事請負で言うならば、設計監理みたいな役割ですか。このモニタリングをして、教育委員会に報告をすると、評価をするということですね。PFI事業として機能しているかどうかを毎年、報告すると。そうすると、これは1年限りのものではなくて、このPFI事業が続く限り、並行してこの事業が行われると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の水野です。

モニタリングというのは必ずしなければなりませんので、本来ですと委託ということですから、市の職員の実力でモニタリングができればこの費用は不要になろうかとは思いますが、現状ではそれは難しいということから委託という形をとらせていただきたく考えています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 はい、分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第9号、野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度野洲市の教育方針（案）について、事務局より説明をお願いします。

杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 それでは、議案書26ページ、議案第10号 令和2年度野洲市の教育方針（案）について。

提出理由につきましては、令和2年度の野洲市の教育方針を定めるためということでございます。

それでは、別紙の野洲市の教育方針（案）をご覧いただきたいと思います。前回提示をさせていただいたものを、ご意見等をいただきまして修正したものでございます。これは2月26日開会の市議会本会議に上程されるもので、それに先立ち2月18日開会の市議会全員協議会においてあらかじめ議員に配布をする予定です。

構成は昨年と同様でございます。まず、「はじめに」ということで、人生100年時代にふさわしい多様な学びの場や機会を提供し、そして学校・園の教育はもちろん、文化スポー

ツ、地域の歴史振興などを含めた総合的な教育行政を進めます。さらに、野洲市教育大綱を定め、あわせて野洲市教育振興基本計画第 3 次の策定に着手し、野洲のまちづくりにつなげていきますということを書かせていただいております。

それと、「2019 年度を振り返って」というところでは、評価と課題を記述しました。(1) 学校・園ではということで、①人権教育・特別支援教育の推進では、人権教育の推進や市費支援員の配置を含む特別支援教育に力を入れました。②いじめ重大事態を踏まえてでは、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーと学校・園の連携強化を図り、いじめや虐待対応を迅速に組織的に進めることができました。③不登校の課題ということで、不登校は小中学校で全県、全国よりも高い状況で、さらにこの数字にはあられないものの、別室登校や行き渋りが多い実態があります。この計画は就学前にもみられるという課題がございます。

続きまして、④学力の 2 極化。本市の学力状況は学力の高い層や低位置の割合は全国と変わりませんが、中間層の低位傾向が見られ学力の 2 極化が拡大したことが伺えます。その原因としては、読書時間と連動しており、ゲームやインターネットをしている割合も全国より高いという結果が出ており、家庭や地域での過ごし方に課題があると考えております。

⑤教職員の資質向上。教職員の大量退職が始まりまして、授業や集団づくりの指導力の問題が顕在化、また全国的に教職員の長時間労働などの課題があります。さらに道徳の教科化など、新しい教育内容に対応する教員の資質向上を求められていますといたしました。

⑥施設面の更新。昨年 4 月には三上こども園が開園し、中主小学校と野洲北中学校の大規模改修を現在進めております。

⑦学校 I C T でございます。パソコン教室のコンピューターの更新を行い、I C T 教育の一層の推進を図りました。これらの児童生徒には、高度情報化社会を生き抜く力の育成が大きな課題となっています。

(2) 家庭や地域ではでございます。家庭や地域との積極的なかかわりを持つ必要があります。また、地域は子どもが社会性や公共性を身に付ける重要な場でもあります。地域の教育力と高齢化ということで、青少年育成市民会議や自治会などとのつながりの中で、子どもたちの育成が図られてきましたが、人材の高齢化が課題となっており、次の世代の育成が強く求められています。

①家庭教育の推進とその支援。保護者には無関心、過保護、過干渉などにより、子どもの健全な精神発達を訴外することが見られ、生徒指導上の課題となって顕在化しています。課題を抱えた家庭への子育て支援や保護者の孤立化を防ぎ、地域との協力関係などへの対応を求められていますといたしました。

(3) 生涯学習、生涯スポーツでございます。野洲市生涯学習振興基本計画第二期に基づき、さまざまな生涯学習の施策を通じ、地域を担う人材を育成するため、研修や啓発活動による資質、能力の向上や、地域社会全体にプラスになるようなことを目指してまいりま

した。文化財保護では、永原御殿跡が短期間で国の指定史跡になされました。これは地元
の多大な支援、協力に基づくもので、地域の連携の成果、いわゆる地域生涯学習モデルで
あると考えております。スポーツ施設においては、総合体育館旧温水プールの解体、設計
を実施いたしました。

2、「2020年度の具体的な施策」ということでございます。

(1) 学校・園、子どもの生き抜く力を育てます。子どもたちの発達段階に応じて豊かな
情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、将来に向かって運動に親しむ能力
や体力づくり、食育などの健康の保持増進の基礎となる力を養うとともに、確かな学力を
身に付けていくことが重要です。

新規事業としては、①不登校生徒児童を支援するため、訪問型、学習支援体制を築きま
す。②統合型校務支援システムを活用して学校中の効率化を図り、教員が児童生徒に向き
合う時間を増やします。③学校プールの老朽化対策として余熱利用施設の温水プールを活
用して集約を図ります。

継続、拡大する事業につきましては、以下のとおりですので割愛します。

(2) 家庭、地域など子どもの育ちを支援する環境の充実に努めます。大人が子どもの良
い手本となり、子どもの健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力
の向上を図るとともに、学校や家庭、地域や企業、行政などが役割に応じて力を発揮し、
互いに連携協力して子どもの育ちを支援することが大切です。子どもの育ちを支援するた
めの取組みを推進してまいります。

継続、拡大する事業はこども割愛をさせていただきます。

(3) 生涯学習、誰でもどこでも学び合う環境を整備します。全ての人が参加しやすく、
生きがいを感じられるような生涯学習、スポーツ環境の整備や提供を進めるとともに、各
個人がその成果を生かせる環境づくりを進めます。

特に新規事業といたしまして、①野洲クリーンセンターの余熱を利用した（仮称）野洲
市健康スポーツセンターを教育委員会が運営します。②総合体育館の改修基本設計を実施
します。③聖火リレーを5月28日に実施し、オリンピック、パラリンピックへの機運の醸
成につなげます。

こちらでも継続、拡大事業は割愛いたします。

以上、簡単ですか、説明といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第10号についてご質問等ご
ざいませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第10号、令和2年度野洲市の教育方針（案）について、賛成の方の挙手をお願いい
たします。

（挙手全員）

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第10号は可決されました。

次に、(2)協議事項に移ります。協議事項 1、令和 2 年度教育委員会定例会開催予定日程について、事務局より説明をお願いします。

中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育総務課の中塚です。

協議事項の冊子、協議事項 1 をご参照ください。令和 2 年度の教育委員会定例会の開催予定日程についてご提示させていただきました。この日程につきましては、議会事務局から令和 2 年度の市議会の日程を先に頂戴させていただきました、議会の日程と重複しないように基本組ませていただいております。水曜日の午後がメインでして、2 月だけはちょっと調整がつかせませんで、今年度と同じく金曜日という形でさせていただいております。

それから、署名の委員名につきましては、今年度の 3 月の署名委員に引き続いて 4 月の一番初めの行のほうを引き続いて、委員さんは順次上げさせていただいております。

それから、荒川委員におかれては、任期は一応 11 月なのですが、お名前のほうは継続して上げさせていただいております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました協議事項について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。日程第 6 報告事項に移ります。

報告事項①、令和 2 年度保育園・こども園・幼稚園・こどもの家入所・入園申込み状況について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

報告事項①の令和 2 年度保育園・こども園・幼稚園・こどもの家入所・入園申込み状況についてご報告を申し上げます。

報告事項 1 ページをご覧ください。たびたびでございますが、訂正があります。お詫びしますとともに、訂正のほどをお願いいたします。

訂正箇所でございますが、保育園、こども園の保育園部の 2 段目でございます。平成 31 年 4 月時点での入所園児数でございますが、1,119 人と記載がありますが、1,125 人になります。また、入所率でございますが、104.6%と記載がございますが、105.1%でございます。この訂正に伴いまして 3 段目の入所園児数ですが、▲の 15 人という形の増減になりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして令和 2 年 1 月末現在の申込み状況について、ご報告申し上げます。

まず保育園、こども園の保育園部につきましては、定員 1,070 人に対しまして、希望者数、これは新規の申込者数と進級者数を合わせた人数となっております。1,244 人で、入所が決定しました児童が 1,110 人で、入所率が 103.7%となっております。

待機児童でございますが、総数で 134 人が発生しておりまして、そのうち、国基準の待機児童が 63 名になってございます。増減につきましては、入園希望者数が昨年度に比べま

して 67 人の増となっております。待機児童発生の要因は保育士の不足によるものでございますが、特に 1、2 歳児について増加している傾向で施設上も受け入れができないような園もあるというような状況でございます。

続きまして、幼稚園、こども園の幼稚園部につきましては、定員 1,265 人に対して、希望者数が 750 人で、希望者は全て入園いただける状況になっており、入園率は 59.3%となっている状況でございます。

なお、令和 2 年 4 月から野洲優愛保育園モンチさんが認定こども園化されますので、定員が 15 人増員となっております。

続きまして、こどもの家につきましては、開所定員が 1,055 人に対しまして、希望者数が 1,101 人となっております。入所児童数も同様でございます、入所率が 104.4%という形になってございます。お待ちいただいている児童さんはおられないというような状況でございます。増減につきましては、前年の 4 月に比べますと、入所児童数で 77 人の数が増となっているところでございます。

また、定員については、篠原こどもの家の増築によりまして、25 名の増となっております、季節保育で在籍者数が増えます北野こどもの家では、北野小学校の一部をお借りする予定をしているところでございます。

なお、本データは冒頭で申し上げましたとおり、全て 1 月末現在での数字でございます。特に保育所につきましては、2 月、3 月と順次入所の協議を行いまして、待機児童の数字を昨年度と同様に、完全に解消することはちょっと困難でございますが、できるだけ入っていただくように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今、説明がありました保育園、こども園です。待機児童が 134 人と、昨年比べて倍増しており、深刻な状態ではないかと思うのです。

しかし、表の下のところに待機児童増加の理由は保育士の不足とさりと 1 行書いてあるだけです。

何日か前でした。テレビを見ておりますと、東京都の練馬区でしたか。保育士が大量に退職をして保育園が閉鎖するしかない、そんなニュースもありました。

しかし、保育士が足りないという深刻な状況にもかかわらず、先ほどの教育基本方針にも保育士が足りないという課題の記述もありませんし、それに対する対応も書かれてなかったと思うのです。

それから、来年度予算を見ても、先ほど説明がありましたが、保育人材バンク、保育人材就業支援事業で継続してやっていますよという話ですよ。それで、その予算はどちらかという減っているのですよね。なので、この深刻な状況に対して、こういうことでい

いのかなと思います。もし保育士がそんなに足りないというのであれば、今までのやり方以外にもっと真剣に取り組まないと、とてもこの状況は解決できないと思うのですが、見解をお伺いします。

【西村教育長】 井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

私どもも保育士不足、非常に悩んでいるのが正直なところでございます。人材バンクについては、他市に先駆けて単独の費用で実施をさせていただいているところです。人材バンクとしては商業施設に出向いてチラシを配り、あるいはカウンターを並べてご相談を承るという地道な形での取組みをさせていただいているところです。

一方、県にも申しあげているのですが、保育士資格を持っていらっしゃる方々の免許の個人情報をお願いしたいと。その方にダイレクトに接触をさせていただいて、野洲市がこれだけいいのですよというところを申しあげたいと、要望をさせていただいているところでございます。

また、処遇改善が一番大きな要素になってこようかと思えます。公立園につきましては、財政当局と折衝させていただいており、多くの職員がおりますので、1,000円、100円上げるだけでも、その人数分がかかってくるというところでございます。

ちなみに、来年度、会計年度任用職員という形になりますが、今年度と比べますと、幾ばくかは賃金として、処遇改善をしていただいているという状況でございます。

また、計画の中でのご質問にもあったかなというふうに思えます。計画の中では、後ほど見ていただけたらと思うのですが、別冊の31ページのところは、少し載せさせていただいているようなところでございます。また、人材バンク事業が予算書で見ますと、若干減額になっているとのことですが、これは職員の人件費でございます。今までは課長補佐級の者を担当としていたのですが、その担当を専門員あるいは主査級の職員としたことにより、その分の人件費が落ちているというような形でございます。内容的には本年度と同様な取組みを実施していくような形で予算立てをさせていただいております。

今後でございますが、新たに図書館でも相談会を開き、年齢の高い方で仕事に行ける状況の方等々、そういった方々にアプローチをかけていきたいと思っております。現段階では、地道でございますが、一つ一つ積み上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、今の回答、どうですか。

【瀬古委員】 やはり優れた人材に来てもらおうと思うと、魅力ある処遇でないと来てくれないです。保育士が近隣の市と取り合いになっているとも聞いているのですが、野洲市と例えば守山市、栗東市、草津市などと比べて、給与面でどれぐらいの差があるのかお聞きしたいと思います。

【西村教育長】 井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

今、ちょっと手元のほうには資料がないので、具体的な金額というのは申し上げられませんが、先ほど申し上げた来年度からは会計年度任用職員というような形に変わります。大きなポイントとしましては、やはり賞与の部分かなと思います。残念ながら、我々も財政当局と協議等々させていただいたところではあるのですが、賞与については、市の中では少し劣るところがあるのかなというふうに思っています。トータル的にはやはり草津市等々は高い状況で、本市は真ん中ほどという認識をしているところでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 地道にこつこつとやっていきますという話、それはそれでいいのかもしれませんが、やっぱり思い切った施策というか、踏み出しがなかったらこの状況というのはなかなか解決できないのではないかと思うので、一層のご努力をお願いしたいと思います。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

はい、荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 すみません。教えていただきたいのですが、待機の皆さんのことですが、最終的に本当にもう待機になってしまったという方は毎年何名かいらっしゃるのだと思いますが、その方たちは本当に困っておられると思うのですが、市としましてはどのような対応をされているのでしょうか。1、2歳児の入所希望者は、これから年々増えてくると思うのです。育児休暇を1年ないし1年半ぐらい経って、2歳になったぐらいに預けようと思っても、やはり2歳児の入園が一番難しいというふうに聞きました。3歳児に幼稚園のほうもありますし、ちょっとやはりこの施設上、受け入れできない園というのは、保育士の確保以外の一つの原因かと思しますので、受け入れられるような施設を整備していただくように、また計画をしていただけるとありがたいと思います。多分、受け入れできない園というのは、そういう1、2歳児用の部屋がないということだと思うのですが、働こうと思っている女性のほうを後押しするという意味では、やはり待機児童の解消に努めるべきではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

【西村教育長】 井狩課長、どうぞ。

【井狩こども課長】 ありがとうございます。まず待機児童になられた方の対応でございますが、実際のところは聞き及んでいるところによりますと、1歳、2歳までの期間が、育児休業というところが制度的にあるかと思えます。

特に1歳、2歳児さんが待機児童として発生している状況でございますので、育児休業で凌いでいただいている、あるいは一時預かり等で凌いでいただいている状況です。

また、現時点では、本市ではございませんが、企業内での企業主導型保育所というのがございますので、企業にお務めでいらっしゃる場合でしたら、そういったところもご利用いただいているような状況でございます。

次に、施設の点でございます。希望どおりのところに申込み順位で1番、2番という形でお申し込みを承ります。そうしますと、やはり野洲地区あるいは北野地区でのお申し込みが多くなっています。いわゆる偏在性が発生している状況です。

一方、駅から少し遠いところ、例えば今般新しくしました三上であつたりというところでしたら、部屋のには若干空いていたりもするということです。ですので、今申し上げた施設の受け入れられないというところは、この市街化区域の中での一部の施設において、そういった1歳、2歳児さんについてのお部屋がなかなか難しいという状況になっています。

それと、もう少し三上や篠原等々、いろんなところをご利用いただきましたら、今度は保育士という課題が出てくるわけでございます。一つの課題が消えて次は保育士の課題という形になります。そうしたところも踏まえ、施設については今般議決をいただきました子ども・子育て支援事業第二期計画の中でも、偏在性等も加味しながら今後検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい、ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかに。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 待機児童134人。これは全て1歳児、2歳児なのですか。3歳児以上はないということですか。

もしいるとすれば、技術的にどうなのか、偏在性の問題もあると思いますが、片や幼稚園のほうは入園率が59%です。幼稚園から保育園に3歳児から5歳児の、例えば定員を一部移すとかそういうテクニカルなことは検討できないのでしょうか。

【西村教育長】 井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

もちろん、待機児童になられた方々からご相談を承りまして幼稚園がこういう状況であるということ踏まえた中で、幼稚園の利用もありますよということでご提案をさせていただいているところではございます。

ただ、やはり次のお子さまなどの家族計画であつたり、お仕事をしながらということになってきた場合、次の方が生まれたときには、保育園という選択になったり、あるいは送迎の際に2園送らなければならない等々が考えられることから、こちらとしては幼稚園もご利用いただけますのでのご案内をさせていただいてますが、難しい状況です。

また、これも子ども・子育て支援事業計画の中で載せさせていただいているのですが、保育所は8時間あるいは11時間保育をしております。幼稚園は教育標準時間で4時間、預かり保育を入れても8時間程度になるかと。ですので、幼稚園においても仕事をされている方がしっかりと預かりできる範囲の中で、預かり時間の検討をしてまいりたいと考えているところで、計画の中にも盛り込みをさせていただいて、幼稚園の活用というこ

ろも委員のおっしゃっていただいたとおり、しっかりと検討してまいりたいと思います。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。はい。ほかにご質問等ございませんか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、令和元年度保育園（所）・幼稚園・小学校・中学校卒業（園）式の日程について、事務局より説明をお願いします。

渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 報告事項②、令和元年度保育園（所）・幼稚園・小学校・中学校卒業（園）式の日程について、ご報告をさせていただきます。

幼稚園、公立保育園については3月18日水曜日、小学校については3月19日木曜日、中学校については3月14日土曜日に卒園式、卒業式を開催させていただきます。教育委員の皆様におかれましては、出席のほう、よろしくをお願いします。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。報告事項③について、先ほどの一般会計補正予算の中で説明が終わっていますので、次に移ります。報告事項④、令和元年12月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、報告事項の7ページをお願いいたします。令和元年12月度定期監査の結果でございます。

12月度の定期監査につきましては、12月23、24日の2日間にわたり実施され、教育委員会内での対象所属課は祇王幼稚園及び野洲小学校でございました。監査の結果といたしましては、両所属とも全般を通じ、その処理状況は適正と認められております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。報告事項⑤、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。

川端次長。

【川端教育部次長】 川端でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。まず新規採用者では学校教育課に臨時職員2名の報告をするものでございます。所属、氏名等は記載のとおりでございますが、学校教育課の横の欄に補職名が書いてございません。申し訳ございません。2段とも臨時と記載をお願いしたいと思います。

次、退職者につきましては該当なしでございます。

職員の許可、承認等一覧につきましては、分限休職延長承認で1名、育児休業承認2名

の正規職員合計 3 名を報告するものでございます。許可の期間等は記載のとおりでございます。ご確認をください。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。次第には記載がありませんが、追加として報告事項⑥、余熱利用施設における水泳学習の実施について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 川端でございます。

追加の報告事項⑥をお願いします。余熱利用施設における水泳学習の実施についてでございます。A4 の一枚ものでございます。

現在、本市の小学校のプールにつきましては、施設の老朽化や維持管理費の増大など、多くの課題があり、費用対効果の側面から施設の集約化の検討を行っているところでございます。特に野洲小学校のプールにつきましては、平成 22 年度から漏水が発生しており、また漏水箇所の特定が困難で漏水の解消に大規模改修を要することから、水泳学習期間は漏水分の水を足しながらプールを運営している状況が続いております。

現在整備中の余熱利用施設が本年 7 月にオープンすることから、野洲小学校をモデル校として余熱利用施設の温水プールを活用した水泳学習を実施しようとするものでございます。

これによりまして、学校プールの改修費の削減や維持管理にかかる費用負担、また人的負担が軽減されるほか、プールの使用とともに、水泳学習そのものを P F I 事業者のインストラクターに委託することから、学習そのものの資質向上が期待でき、また天候や気温に影響されず、計画的な実施と児童の身体的負担の軽減を図れると考えております。

今後でございますが、他の小中学校につきましても、同様の取組みを拡充することで、課題の多いプール施設の集約化を進めることとしています。

令和 2 年度の実施計画案につきましては、2 に記載のとおりでございますが、水泳学習の実施日につきましては、施設の休館日を想定しており、一般の利用者との混在はありません。

なお、施設まではバスの借り上げによる送迎を予定しております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 これは学校のカリキュラムにある水泳学習を、いわゆる野洲小学校ではプールが使えないから、余熱利用のプールのほうに集約するというふうに考えればよろし

いのですね。

そうなったときに、パスを借り上げて行くという、その時間のロスのなものとか、学習時間そのものが1回70分となっているのですが、本当に実際に効率としてはいいのかどうか。

それと、時期が9月から12月ということになっています。年間カリキュラムはどの学校の6月から7月というようになっていますが、そうしますと、もう来年度の計画は各校立てておられるので、野洲小学校では、そのカリキュラムを変えてあるということになるのでしょうか。

細かいことを言えば、野洲小学校の先生方の負担があるのではないかということも思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つは、この事業は野洲小学校をモデル校としていますが、今後野洲市の全小学校に広げていくということになれば、各校にあるプールはもう改修されないでそのままになるということなのでしょうか。このあたりの見通しはどのように考えればいいのでしょうか。教えてください。

【西村教育長】 渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 前段の質問についてお答えさせていただきます。

まずバスでの移動なので、移動時間が必要になってくるのですが、授業まで行く移動時間、帰りの移動時間につきましては、そのバスの中で例えば健康観察であるとか、水泳のための事前指導に充てていく予定にしています。それから、帰ってくるバスについては学習の振り返りであるとか、水泳が終わった後の健康観察等、それは学校のプールでしているときもそういうことはしていますので、そこに充てようかと考えております。

それから、来年度につきましては、プールのオープンが7月ということがありますので、この野洲小学校の水泳の授業を9月から12月と考えておりますが、次年度以降につきましては、またその時期については変更になる可能性もあるかなと思います。野洲小学校のほうについては、予算がほぼ確定して実施ができるようになったので、カリキュラムについても変更していただくようお願いをこれからしていくところです。事前にそういうふうなこともお願いするかもしれないということはお伝えはしてあります。

それから、教員の負担ということなのですが、場所を移動するということでの負担は確かに新たに生じるかと思うのですが、学校のプールで授業をしていくときに、授業のある日もない日も水質の管理に充てる教員の労力であるとか、指導をインストラクターにお願いするということで、教員のほうが個別の指導支援に当てられたりとか、それから安全管理のほうに当たれるということで、教員の負担についてはどちらかと言えば軽減されるのではないかと考えております。

【西村教育長】 川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 施設のことでお尋ねだったと思うのですが、令和2年度は野洲小学校、とりあえず今漏水がひどくなっておりますのでモデル的に実施いたしますが、その

後も拡充と申し上げましたが、一気に拡充というのは難しく、また全ての小中学校を余熱利用施設で受け入れるというのも難しく、今後につきましては、余熱利用施設の活用を模索しながらも、B&Gのプールであったり、今現在、ラック、民間のほうのスイミングスクール、そちらのほうも問い合わせをしております、トータル的に全ての小中学校をするというような目的ではございますが、最終的にはいろいろな施設なり、民間施設を活用するとともに、場合によっては小学校の優良なプール、中学校の優良なプールを何カ所か残して、そちらのほうへ集約ということも考えております、今後はちょっとまだこれから手さぐり状況かなと考えております。

先進地のほうにもいろいろと問い合わせしておりますが、どこの市町も全部の学校を集約されているところはなくて数校、多くて2校、3校でございます。野洲市もこれをとっかかりに始めさせていただきまして、プールの施設には大変経費がかかっておりまして、現在も小中学校の保全計画の中では改修の優先順位が高いのですが、費用対効果の面でプールの改修が後回しになっている状況がございます。年間で多くても20日ぐらいの稼働ではございますので、今後は学校のプールは、全てではないですが、跡地利用を促進するような形で集約して、そちらの経費を圧縮していきたいと考えております。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい。今、お話を聞いたばかりで、なんとも言えないのですが、一つは教育として実施するとき、インストラクターさんがいらっしゃるから安全面のところは安心できる場所があるかもしれませんが、やはり学習ですので評価もついてきますし、人任せにはできないというところがあると思います。もちろん安全管理もそうですし、そういったことを考えて時に、実際にやってみて先生方のご意見や、子どもたちの反応とかもきちんと把握して、次年度、これからの拡充には生かしていただきたいと思っております。くれぐれも子どもたちや先生方の負担にならないようにうまくいけばいいなと思っております。

プールの施設につきましては、学校の施設としてプールがあるのが当然だというふうに私は思っておりましたので、できれば学校のプールをそのまま使えるようにしていただくとありがたいですが、予算のこともありますので、それ以上は私も何とも言えませんが、子どもたちにとって有意義な水泳学習ができるように、ご協力をお願いいたします。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 学校のプール施設に関しては、文部科学省の規定では必ずしも必須ではございません。学習指導要領の体育の部を詳しく読んでいきますと、「適切な水泳場を確保できない場合は、この限りにあらず」ということで、水泳の授業を否定しているわけではないですが、必ずしもする必要がないという位置づけをされているということですので、法的にもし水泳授業をしなかったからといって、適切な水泳場を確保できなければ別に違反でもありませんので、やっていない学校というのは全国的に多いです、廃止して水泳の授業もないということも出てきているようです。残念ながらプール施設を新たに

つくろうとすると1億円から1億5,000万円の費用がかかります。それを全部9校にかけていくと、かなりの額になってまいりますので、その辺は費用対効果を考えて、その分を別に節減するというのではなくて、教育施設の整備であったり拡充であったりICTの整備等に回していかないといけない。教育予算、5万人の街にしてはどんどん膨れあがっておりますので、その辺も考慮して取り組んでおります。よろしくご理解いただきたいと思っております。

【西村教育長】 荒川委員、よろしいですか。

【荒川委員】 はい。水泳学習を新しいプールで集約して進めていくということについては、基本的な考えや背景とかを保護者の皆さんに理解していただくのには、本当にきめ細かに懇切に説明していかないといけないと思っておりますので、その点も野洲小学校の校長先生をはじめ先生方の負担にならないように、教育委員会もバックアップしながらご理解いただけるように、よろしく願いいたします。

【西村教育長】 はい。それでは、報告事項を終わりたいと思っております。

次に、日程第7、その他事項に移ります。

宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】 図書館協議会のご案内をいたします。

第4回図書館協議会の日程をお伝えいたします。3月17日火曜日の夜19時から野洲図書館で開催いたします。

以上です。

【西村教育長】 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、3月教育委員会定例会は3月18日水曜日午後1時30分より、人権センターじんけん交流研修室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

次に、4月教育委員会定例会の日程についてお伺いします。先ほどの協議事項で開催日程を協議していただいたとおり、4月教育委員会定例会は、4月22日水曜日午後1時30分より、人権センターじんけん交流研修室で開催したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。

よって、4月教育委員会定例会は4月22日水曜日、午後1時30分より人権センターじんけん交流研修室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 了 —